

瀬戸市下水道条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 9 月 28 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 23 号

瀬戸市下水道条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市下水道条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市下水道条例 (昭和 45 年瀬戸市条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)	第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
<u>第 1 章の 2 公共下水道の施設に関する構造の技術上の基準 (第 2 条の 2 - 第 2 条の 6)</u>	
第 3 章 公共下水道の使用 (第 7 条 第 1 6 条)	第 3 章 公共下水道の使用 (第 7 条 第 1 6 条)
<u>第 3 章の 2 終末処理場の維持管理 (第 1 6 条の 2)</u>	
第 7 章 罰則 (第 2 6 条・第 2 7 条) (趣旨)	第 7 章 罰則 (第 2 6 条 第 2 8 条) (趣旨)
第 1 条 市の設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等については、下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。) その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 (用語の定義)	第 1 条 市の設置する公共下水道の管理及び使用については、下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。) その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 (用語の定義)
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用	第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

から まで <省略>

— <省略>

— 排水施設 下水を排除するために設けられる排水^き管、排水^き渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）をいう。

— 処理施設 排水施設に接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）をいう。

— <省略>

第1章の2 公共下水道の施設に関する構造の技術上の基準

（公共下水道の構造の技術上の基準）

第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第2条の6までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第2条の3 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第2条の5において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

— 堅固で耐久力を有する構造とすること。

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

から まで <省略>

(3の2) <省略>

— <省略>

— <省略>

(5の2) <省略>

— コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

— 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

— 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

— 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の技術上の基準）

第2条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

— 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

— 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

— 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所^{箇所}にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられているこ

と。

— 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

— ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

（処理施設の構造の技術上の基準）

第2条の5 第2条の3に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

— 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

— 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第2条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

— 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

— 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

（登録の申請）

第6条の11 <省略>

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

住民票の写し
及び <省略>

（登録の申請）

第6条の11 <省略>

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

住民票の写し又は外国人登録済証明書
及び <省略>

(登録の更新)

第6条の14 <省略>

2 <省略>

3 登録更新を受けようとする責任技術者は、市長が指定する期日までに責任技術者登録申請書に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

住民票の写し

及び <省略>

4 <省略>

第7条の3 次の各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値。ただし、令第9条の5第1項各号に掲げる物質は、同項に規定する基準に係る数値とする。

から まで <省略>

(資料の提出)

第16条 <省略>

第3章の2 終末処理場の維持管理

第16条の2 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調整すること。

(登録の更新)

第6条の14 <省略>

2 <省略>

3 登録更新を受けようとする責任技術者は、市長が指定する期日までに責任技術者登録申請書に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

住民票の写し又は外国人登録済証明書

及び <省略>

4 <省略>

第7条の3 次の各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値。ただし、第9条の5第1項各号に掲げる物質は、同項に規定する基準に係る数値とする。

から まで <省略>

(資料の提出)

第16条 <省略>

<p>— <u>沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。</u></p> <p>— <u>急速ろ過法によるときは、ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。</u></p> <p>— <u>前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。</u></p> <p>— <u>臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。</u></p> <p>— <u>前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。</u></p>	<p>— <u>沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。</u></p> <p>— <u>急速ろ過法によるときは、ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。</u></p> <p>— <u>前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。</u></p> <p>— <u>臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。</u></p> <p>— <u>前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。</u></p>
<p>(罰則)</p>	<p>(罰則)</p>
<p>第26条 次の各号に掲げる者に対し、5万円以下の<u>過料に処</u>することができる。</p>	<p>第26条 次の各号に掲げる者に対し、5万円以下の<u>過料を科</u>することができる。</p>
<p>から まで <省略></p>	<p>から まで <省略></p>
<p>第27条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の<u>過料に処</u>することができる。</p>	<p>第27条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の<u>過料を科</u>することができる。</p>

(瀬戸市都市下水路条例の一部改正)

第2条 瀬戸市都市下水路条例(昭和55年瀬戸市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令に定めるもののほか、都市下水路の設置及び管理並びに施設の構造及び維持管理の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>及び <省略></p> <p>— <u>排水施設 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)をいう。</u></p> <p>(都市下水路の構造の技術上の基準)</p> <p>第3条の2 <u>法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の排水施設(これを補完する施設を含む。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>— <u>堅固で耐久力を有する構造とすること。</u></p> <p>— <u>コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとして定めることができる。</u></p> <p>— <u>屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</u></p> <p>— <u>下水の貯留等により腐食するおそれのある</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令に定めるもののほか、都市下水路の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>及び <省略></p>

部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

— 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

— 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

— 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他の水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

— 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

— 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

— ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

（適用除外）

第3条の3 前条の規定は、次に掲げる都市下水道については、適用しない。

— 工事を施行するために仮に設けられる都市下水道

— 非常災害のために必要な応急措置として設けられる都市下水道

（都市下水道の維持管理の技術上の基準）

第3条の4 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

— しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。
ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

— 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1月に1回以上行うこと。

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

から まで <省略>

第11条 偽りその他不正な手段により占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

から まで <省略>

第11条 偽りその他不正な手段により占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第1条中瀬戸市下水道条例第6条の11及び第6条の14の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する公共下水道又は都市下水路であって、改正後の瀬戸市下水道条例第2条の3から第2条の5までの規定又は改正後の瀬戸市都市下水路条例第3条の2の規定に適合しないものについては、これらの規定(その適合しない部分に限る。)は、なお従前の例による。ただし、この条例の施行後に改築(災害復旧として行われるも

の及び公共下水道又は都市下水路に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものについては、この限りでない。